

石川県公報

令和 7 年 6 月 10 日
第 13815 号（火曜日）
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		
○随意契約の相手方等	（税 務 課）	1
○公金事務の委託	（観光戦略課）	1
公 告		
○土地改良区の役員退任公告	（農業基盤課）	2
○土地改良区の役員就任公告	（ 同 ）	2
○公共測量実施公告	（監 理 課）	3
○公共測量実施公告	（ 同 ）	3
選挙管理委員会		
○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の 請求の場合の署名者の最低数		3
○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理 委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求 の場合の署名者の最低数		3
○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数		3
○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署 名者の最低数		4
監 査 委 員		
○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表		4

告 示

石川県告示第203号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和 7 年 6 月 10 日

石川県知事 馳 浩

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税務総合情報システム運用管理業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部税務課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 4 月 1 日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
富士通Japan株式会社
神奈川県川崎市幸区大宮 1 番地 5
- 随意契約に係る契約金額
39,072,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号の規定に該当するため

石川県告示第204号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託した。

令和 7 年 6 月 10 日

石川県知事 馳 浩

指定公金事務 取扱者の名称	指定公金事務 取扱者の住所	指定公金事務取扱者に委託 した公金事務に係る歳入	指定公金事務取扱 者の指定をした日	公 金 事 務 の 委託をした日
公益社団法人石川 県観光連盟	金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	「金沢tabiwaパス」に係る 使用料徴収事務	令和 7 年 5 月 30 日	令和 7 年 5 月 30 日

公 告

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和 7 年 6 月 10 日

石川県知事 馳 浩

内灘町土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	夷 藤 芳 夫	河北郡内灘町字向栗崎 1 丁目 35 番地	令和 7 年 5 月 19 日
〃	中 宮 文 哉	河北郡内灘町字向栗崎 2 丁目 113 番地	〃
〃	七 田 満 男	河北郡内灘町字大清台 133 番地	〃
〃	本 出 裕 武	金沢市木曳野 1 丁目 179 番地	〃
〃	中 居 治 雄	河北郡内灘町字宮坂二 62 番地	〃
〃	中 村 初 男	河北郡内灘町字宮坂ほ 319 番地 1	〃
〃	川 辺 俊 一	河北郡内灘町字西荒屋口 108 番地 49	〃
〃	南 守 雄	河北郡内灘町字西荒屋ハの 69 番地の 3	〃
〃	濱 田 親 志	河北郡内灘町字室へ 20 番地 5	〃
監 事	廣 瀬 武 志	河北郡内灘町字室イ 99 番地 4	〃
〃	北 川 利 一	河北郡内灘町字向栗崎 1 丁目 246 番地 1	〃
〃	島 崎 秀 樹	河北郡内灘町字向栗崎 2 丁目 291 番地 1	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和 7 年 6 月 10 日

石川県知事 馳 浩

内灘町土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	夷 藤 芳 夫	河北郡内灘町字向栗崎 1 丁目 35 番地	令和 7 年 5 月 20 日
〃	中 宮 文 哉	河北郡内灘町字向栗崎 2 丁目 113 番地	〃
〃	七 田 満 男	河北郡内灘町字大清台 133 番地	〃
〃	本 出 裕 武	金沢市木曳野 1 丁目 179 番地	〃
〃	中 村 初 男	河北郡内灘町字宮坂ほ 319 番地 1	〃
〃	中 村 睦	河北郡内灘町字宮坂ろ 98 番地	〃
〃	南 守 雄	河北郡内灘町字西荒屋ハの 69 番地の 3	〃
〃	田 中 徹	河北郡内灘町字西荒屋口 48 番地	〃
〃	濱 田 親 志	河北郡内灘町字室へ 20 番地 5	〃
監 事	北 川 利 一	河北郡内灘町字向栗崎 1 丁目 246 番地 1	〃
〃	北 徹	河北郡内灘町字室へ 1 番地 27	〃

〃	島 崎 秀 樹	河北郡内灘町字向粟崎 2 丁目 291 番地 1	〃
---	---------	--------------------------	---

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 6 月 10 日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量 、 水 準 測 量)	令和 7 年 5 月 30 日から 同年 12 月 10 日まで	輪島市横地町地内

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、白山市部入道・柴木第二地区土地区画整理組合長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 6 月 10 日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (白 山 市 部 入 道 ・ 柴 木 第 二 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業)	令和 7 年 5 月 26 日から 同年 9 月 30 日まで	白山市南東部地域

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和 7 年 6 月 10 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,435 人

石川県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和 7 年 6 月 10 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

215,219 人

石川県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じ

て得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和 7 年 6 月 10 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	123,860人
七 尾 市 選 挙 区	13,437人
小 松 市 選 挙 区	28,886人
輪 島 市 選 挙 区	6,311人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	9,797人
加 賀 市 選 挙 区	17,476人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,167人
か ほ く 市 選 挙 区	9,981人
白 山 市 選 挙 区	30,940人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,070人
野 々 市 市 選 挙 区	14,855人
河 北 郡 選 挙 区	17,549人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,222人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,702人

石川県選挙管理委員会告示第56号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和 7 年 6 月 10 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

215,219人

監 査 委 員

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 10 日

石川県監査委員 平 蔵 豊 志
同 谷 内 律 夫
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

（別 紙）

金 商 高 第 8 号
令和 7 年 5 月 15 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 3 月 26 日 付 け 石 監 査 第 664－1 号 で 提 出 の あ っ た 監 査 の 結 果 に 基 づ い て、下 記 の と お り 措 置 し た の で、地 方 自 治 法 第 199 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、電気料の調定金額を誤って算定しているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	金沢商業高等学校	調定担当者が検針記録表にメーター検針と契約電力を記録するとともに、電気料支払い担当者との相互確認を行う。 また、調定票の決裁時には、変更する可能性がある項目に目印をつけた算定一覧表を添付し、算定誤りが発生しないよう複数人で確認を行う。

金 産 技 第 83 号
令和 7 年 4 月 30 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 3 月 26 日付け石監査第 664－1 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、電気料の調定金額を誤って算定しているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	金沢産業技術専門学校	今回の注意事項を踏まえ、電気料金の算定の根拠等について再確認し、職員相互のチェック機能を強化することとした。 今後は、適正な調定事務の執行に努めてまいります。

